



主な内容

2018.3 no.436

『働きやすい職場「ひなたの極」』認証制度のご案内	1
ハロートレーニングの受講者募集!	2
女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業を認定しました	2
平成30年度前期技能検定試験を実施します	3
平成30年度ふるさと就職説明会を開催します!	3
判例紹介(定年退職後の再雇用の労働条件)	4
宮崎県中小企業労働相談所のご案内	5
「仕事と家庭の両立応援宣言」のご案内	6
パート労働者の方からの無期転換の申込みが始まります	7
「知事とのふれあいフォーラム」が開催されました	7
みやざきシニア人材バンクのご案内	7
協会けんぽからのお知らせ／労働委員会のご案内	8
みやざきインターンシップNAVI登録企業募集中!!	8
中小企業退職金共済制度のご案内	8



『働きやすい職場「ひなたの極」』認証制度のご案内

仕事と家庭の両立の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を知事が認証する制度を創設しました。

第1回目の認証に向けた申請書の受付を、平成30年4月1日から4月30日まで行います。『働きやすい職場「ひなたの極」』企業等を目指してみませんか。



23項目からなる審査票の得点が85%以上の場合に認証します。

認証されると…

審査項目(23項目)

働き方(休み方)見直しに関する取組(8項目)

育児・介護休業制度等の整備状況と実績(9項目)

その他(6項目)

認証のメリット

- 就職説明会、企業ガイダンスへの優先参加、企業ガイドブックの優先掲載
- 商談会等の情報提供
- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置
- みやざき犬の優先的派遣

◆お問合せ先◆

宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当
TEL 0985-26-7106

詳しくはこちらまで

働きやすい職場「ひなたの極」

検索



ハロートレーニング(委託訓練)の受講者募集!



県では、離職者（雇用保険の受給資格をお持ちの方）を対象に、就職に必要な知識や技術を習得してもらうための職業訓練を実施しています。平成30年度第1四半期に開講するハロートレーニング（委託訓練）は以下のとおりです。詳細については、県立産業技術専門校にお尋ねください。

～平成30年度第1四半期（5～6月）訓練開始コース～

訓練科名	訓練期間	企業実習	定員	訓練日程	募集日程	地区	実施機関
ICTマーケティング科（ひとり親優先枠付き）	3か月	-	20	6/6～9/5	3/14～4/26	延岡	プリンシブル株式会社
介護職員初任者研修科	3か月	○	20	6/13～9/12	3/29～5/15		学校法人ミウラ学園
パソコン事務・販売科	3か月	-	20	6/5～9/4	3/20～5/7	日向	職業訓練法人日向地区職業訓練会
パソコン・販売基礎科	3か月	-	20	6/8～9/7	3/26～5/10	高鍋	職業訓練法人西都職業訓練会
情報処理技術者養成科	6か月	-	20	5/10～11/9	2/22～4/6	宮崎	株式会社宮崎県ソフトウェアセンター
一般事務員・パソコン科	3か月	-	20	5/24～8/23	3/1～4/13		有限会社システムランド
介護職員初任者研修科	3か月	○	20	6/1～8/31	3/16～5/1		合同会社ライブビジネス
ITスキルアップ科	3か月	-	20	6/21～9/20	4/6～5/23		職業訓練法人宮崎職業訓練協会
ICTスキルアップ科	3か月	-	20	6/7～9/6	3/23～5/9	小林	職業訓練法人小林職業訓練会
情報ビジネス科	3か月	-	20	5/22～8/21	2/27～4/11	都城	アイ日本総合ビジネス学院有限会社
パソコン事務科	3か月	-	20	5/24～8/23	3/6～4/17	日南	職業訓練法人日南職業訓練会

◆ お問い合わせ先 ◆ 県立産業技術専門校 ☎ 0983-42-6509

雇用保険の受給資格をお持ちでない方には、「求職者支援訓練」があります。3か月～6か月の訓練期間で、「基礎」「介護」「医療事務」「営業・販売・事務」「Webデザイン」「情報」等のコースが、民間の訓練機関で開講されます。受講には一定の要件がありますので、受講を希望される方や興味のある方はハローワークの訓練コーナーへお気軽にお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先 ◆ 各ハローワーク 【参考】ハローワーク宮崎 ☎ 0985-23-2245

宮崎県初!! 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業を認定しました!

認定企業 えびの電子工業株式会社

- 所在地：えびの市
- 業種：製造業
- 労働者数：690名（うち女性 460名）



※女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定とは？

女性の活躍推進のための行動計画を策定、策定した旨の届出を行った企業のうち、自社の女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良であり、認定基準を満たした場合に労働局長に申請し、「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定には、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに付することができます。女性活躍推進事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。

上記に関する問い合わせ先：宮崎労働局雇用環境・均等室（☎ 0985-38-8821）

平成30年度前期技能検定試験を実施します

～技能検定とは？～

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または都道府県知事名(2級、3級)の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。宮崎県内では、平成28年度までに、延べ40,477名の技能士が誕生しています。

1 受検申請受付

平成30年4月4日(水)～4月17日(火)

2 実施職種及び等級

等 級	実 施 職 種
1級・2級	【25職種】園芸装飾、造園、機械加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラー装飾
単一等級	【1職種】路面標示施工
3級	【8職種】園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、とび、広告美術仕上げ、フラー装飾

3 実施日 平成30年6月5日(火)～9月9日(日)までの間で別途指定します。

4 合格発表日

平成30年8月31日(金) 3級のみ

平成30年9月28日(金) 1級、2級、単一等級

5 お問合せ先

宮崎県職業能力開発協会 ☎0985-58-1570

宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 ☎0985-26-7107

平成30年度ふるさと就職説明会を開催します!

人材を求める県内企業と、県外在住のU.I.Jターン就職希望者や大学などの学校卒業予定者の方など、宮崎で働きたいとお考えの皆さまとの出会いの場として、東京、大阪、福岡、熊本の4会場で就職説明会を開催します。参加費無料、入退場自由、事前申込み不要ですので、お気軽にお越しください。

1 日時・場所

会 場	日 程	場 所	参 加 予 定 企 業 数
大 阪 会 場	平成30年4月8日(日) 受付12:30～ 説明会13:00～16:00	阪急グランドビル(北区梅田)26階 第1～6会議室	23
東 京 会 場	平成30年4月15日(日) 受付12:30～ 説明会13:00～16:00	TKPガーデンシティ渋谷(渋谷区渋谷) 4階ホール	40
熊 本 会 場	平成30年4月21日(土) 受付12:30～ 説明会13:00～16:00	アークホテル熊本城前(中央区城東町) 椿・朝顔の間	20
福 岡 会 場	平成30年4月28日(土) 受付12:30～ 説明会13:00～16:00	アクロス福岡(中央区天神) イベントホール	52

2 対象者

U.I.Jターン就職希望の一般求職者及び平成31年3月大学等卒業予定者

3 内容

企業との個別面談会、各種相談コーナー

4 お問合せ先

宮崎県雇用労働政策課雇用対策担当 ☎0985-26-7105

【判例紹介】～定年退職前と異なる職務内容等を再雇用の労働条件として提示した事例～

トヨタ自動車事件 名古屋高等裁判所判決 平成28年9月28日

(原審 名古屋地方裁判所岡崎支部判決 平成28年1月7日)

(概要)

定年退職後の雇用確保措置の一つに、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律9条は、継続雇用制度の導入を定めている。平成25年4月1日施行の改正法は、65歳までの継続雇用を導入した事業主に対し、希望すれば再雇用を義務づけるとともに、改正法施行前に再雇用者を限定する基準を労使協定で定めていた場合は、老齢厚生年金報酬比例部分の受給開始年齢に達すれば、基準を適用して再雇用を限定することができる経過措置を設けた。

再雇用する場合の労働条件は、行政解釈では、同法の趣旨を踏まえ、定年前より低い労働条件であっても、事業主は合理的な裁量の範囲の条件を労働者に提示すれば、労使間の合意が得られず、結果的に労働者が継続雇用を拒否したとしても、同法違反にはならないとされている(厚生労働省 高年齢者雇用安定法Q&A Q1-9)。

本件は、事業主が提示した賃金と、定年退職前と異なる職務内容を労働者が拒否し、定年退職後に地位確認と損害賠償を求めて争った事例である。

原審はいずれも適法と判断した。本審は、賃金は適法、職務内容は違法と判断し、パートタイマーとして1年間再雇用される場合に支給される127万円余を債務不履行又は不法行為による損害額として賠償責任を認めた(確定)。

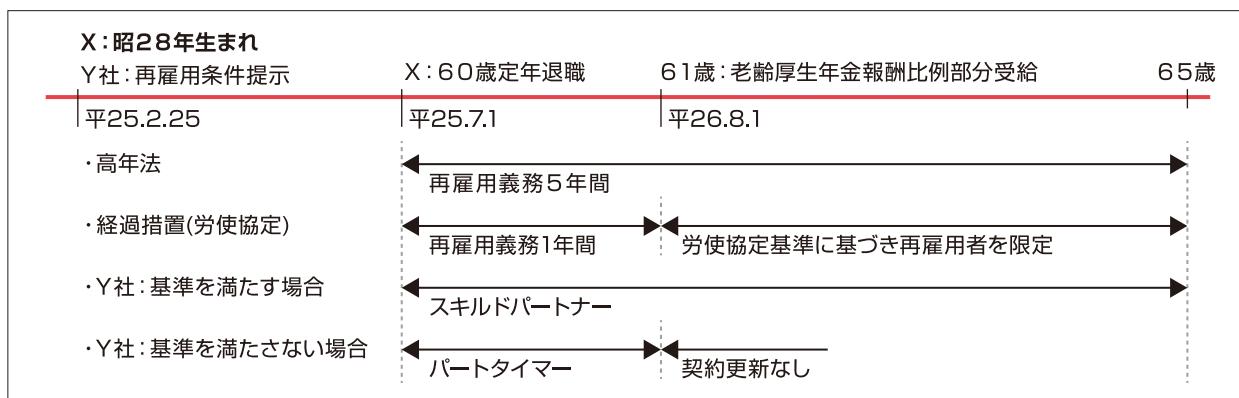
(事実関係)

Y社は、60歳定年退職後の再雇用者を限定する基準が労使協定で定められており、経過措置による同基準を適用していた。

同基準を満たす場合は、スキルドパートナーとして、1年ごとに65歳まで契約を更新する。給与は退職前の賃金の6割、賞与は年5か月分を支給する。同基準を満たさない場合は、パートタイマーとして、契約は原則1年で更新は行わない。労働時間は1日4時間としていた。

Y社は、老齢厚生年金報酬比例部分の受給開始年齢が61歳となる事務職である労働者X(昭和28年生まれ)に、平成25年2月25日、再雇用はパートタイマーとして、契約は1年、時給千円、労働時間は1日4時間、職務内容は清掃等の労働条件を提示した。

Xはこれを拒否して平成25年7月1日に定年退職した後、スキルドパートナーとしての地位確認を求め、再雇用拒否に対する賃金、慰謝料等を請求した事例である。

**(判決要旨)**

改正高年法は、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられることにより、60歳の定年後、再雇用されない男性の一部に無年金・無収入の期間が生じるおそれがあることから、この空白期間を埋めて無年金・無収入の期間の発生を防ぐために、老齢厚生年金の報酬比例部分の受給開始年齢に到達した以降の者に限定して、労使協定で定める基準を用いることができるとしたものと考えられる。

そうすると、事業者においては、労使協定で定めた基準を満たさないため、61歳以降の継続雇用が認められない従業員についても、60歳から61歳までの1年間は、その全員に対して継続雇用の機会を適正に与えるべ

きであって、定年後の継続雇用としてどのような労働条件を提示するかについては一定の裁量があるとしても、提示した労働条件が、無年金・無収入の期間の発生を防ぐという趣旨に照らして到底容認できないような低額の給与水準であったり、社会通念に照らし、当該労働者にとって到底受け入れ難いような職務内容を提示するなど実質的に継続雇用の機会を与えたと認められない場合においては、当該事業者の対応は改正高年法の趣旨に明らかに反するものであるといわざるを得ない。

これを本件について見ると、Y社がXに対して提示した給与水準は、Xがパートタイマーとして1年間再雇用されていた場合、賃金97万2000円、賞与年間29万9500円が支給されたと推測されることが認められるから、Xが主張する老齢厚生年金の報酬比例部分(148万7500円)の約85%の収入が得されることになる。

上記の給与等の支給見込額に照らせば、無年金・無収入の期間の発生を防ぐという趣旨に照らして到底容認できないような低額の給与水準であるということはできない。

次に、Y社の提示した業務内容について見ると、上記の改正高年法の趣旨からすると、Yは、Xに対し、その60歳以前の業務内容と異なった業務内容を示すことは許されることはいうまでもないが、両者が全く別個の職種に属するなど性質の異なったものである場合には、もはや継続雇用の実質を欠いており、むしろ通常解雇と新規採用の複合行為というほかないから、従前の職種全般について適格性を欠くなど通常解雇を相当とする事情がない限り、そのような業務内容を提示することは許されないと解すべきである。

そして、Y社がXに提示した業務内容は、上記のとおり、Xのそれまでの職種に属するものとは全く異なった、全く別個の職種に属する性質のものであると認められる。

したがって、Y社の提示は、Xがいかなる事務職の業務内容についてもそれに耐えられないなど通常解雇に相当するような事情が認められない限り、改正高年法の趣旨に反する違法なものといわざるを得ない。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

労働者、事業主の皆様へ ◆宮崎県中小企業労働相談所のご案内◆



県では、労働問題に関する、労働者・使用者双方からの様々な相談に応じ、解決に向けたアドバイスを行うため、県内4箇所に中小企業労働相談所(宮崎・日南・都城・延岡)を設置しています。
相談は無料です。お気軽にお問い合わせください。

- 相談日 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで
- 相談方法 電話又は面談
- お問い合わせ先

[相談無料]
[秘密厳守]

宮崎中小企業労働相談所 (商工観光労働部雇用労働政策課内) 宮崎市橘通東2-10-1 ☎: 0985-26-7106	日南中小企業労働相談所 (日南県税・総務事務所内) 日南市戸高1-12-1 ☎: 0987-22-2714
都城中小企業労働相談所 (都城県税・総務事務所内) 都城市北原町24-21 ☎: 0986-23-4518	延岡中小企業労働相談所 (延岡県税・総務事務所内) 延岡市愛宕町2-15 ☎: 0982-33-2862

○これまでの相談事例

- ・「退職したいのに拒否される…」
- ・「労働条件が求人票と違う…」
- ・「無期転換ルールについて…」

※ 詳細は県HPの相談事例(Q & A)をご参照ください。

宮崎県 労働相談窓口 検索

○これまでの労働相談件数

年 度	24	25	26	27	28
相談者別件数	156	198	229	201	388
内 容 別 件 数	253	339	402	309	638

◆ お問合せ先 ◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 ☎ 0985-26-7106

「仕事と家庭の両立応援宣言」のご案内

◇ 宣言企業様・事業所様を募集しています！

「仕事と家庭の両立応援宣言」とは、ワーク・ライフ・バランスを推進するために職場内で取り組むことを、事業主様に宣言していただく制度です。

登録後は宣言書をお渡しし、県庁HPで公表をさせていただきます。

会社のPR、イメージアップにご活用ください。

下記問い合わせ先にお電話いただければ、職員が訪問、または申込書を郵送いたします。

県庁ホームページからも申込書がダウンロードできますので、ぜひご活用ください。



仕事と家庭の両立応援宣言書	
我が社は、従業員が仕事を家庭の両立ができるように、「働きやすい職場づくり」を目指し、以下の取組を行なっています。	
宣言書	
一、新規入社研修を一日間とし、懇親会を実施します。	
二、子どものいる従業員さんの、学校行事やPTA活動への参加を奨励します。	
見本	
平成30年4月1日	
企業・事業所名	宮崎市役所職員会議室
企業・事業所名称	(株)宮崎労働政策研究会社
代表者氏名	宮崎 茲子
〔参考〕登録の年次登録料金は、年次登録料金: 年額3万円(税別)	
宮崎県は、仕事と家庭の両立を応援します。	

♥ 新しい登録企業のご紹介 ♥

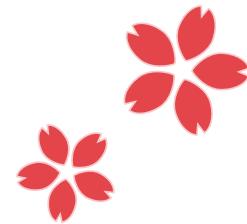
◇1月登録◇

- ★ 株式会社 宮崎県ソフトウェアセンター
- ★ 株式会社 ジェイエイフーズみやざき
- ★ 株式会社 宮崎日日新聞社
- ★ 株式会社 ティーディエス
- ★ 社会福祉法人 恵愛会
 - ・特別養護老人ホーム 恵寿苑
 - ・恵寿苑 短期入所生活介護事業所
 - ・ケアハウス都城
 - ・恵寿苑 デイサービスセンター
 - ・グループホームめぐみ
 - ・恵寿苑 訪問介護事業所
 - ・恵寿苑 居宅介護支援事業所
 - ・恵寿苑 訪問入浴介護事業所
 - ・恵寿苑 食の自立支援事業所
 - ・サービス付き高齢者向け住宅 さくらハウス横市
 - ・さくらハウス横市 通所介護事業所
 - ・さくらハウス横市 訪問介護事業所
 - ・さくらハウス横市 居宅介護支援事業所
 - ・小規模多機能ホーム 一休庵いわよし
- ★ 株式会社 有村鋼機商会
- ★ 日之出酸素株式会社
- ★ 和光コンクリート工業株式会社
- ★ 株式会社 ドラッグストアモリ

(宮崎県内全19店舗)
- ★ 秘書センター株式会社
 - ・宮崎支社
 - ・宮崎小林コンタクトセンター
- ★ 株式会社 創建
- ★ 坂口建設株式会社
- ★ 株式会社 三共
- ★ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 宮崎支店
- ★ ヤマト運輸株式会社 宮崎主管支店

◇2月登録◇

- ★ 株式会社 吉見
- ★ 社会福祉法人 報謝会
 - ・グループホーム ミューズの空青島
 - ・グループホーム ミューズの空庄内
 - ・グループホーム ミューズの空高原
 - ・住宅型有料老人ホーム ミューズの朝西都
 - ・住宅型有料老人ホーム ミューズの朝小林
 - ・住宅型有料老人ホーム ミューズの朝志比田
 - ・住宅型有料老人ホーム ミューズの朝三股
 - ・住宅型有料老人ホーム ミューズの朝国富
 - ・住宅型有料老人ホーム ミューズの朝栄町
 - ・住宅型有料老人ホーム ミューズの朝高原二番館
 - ・介護付有料老人ホーム ミューズの森都島
 - ・老人短期入所施設 ミューズの星新別府町
 - ・老人短期入所施設 ミューズの星五十町
- ★ 株式会社コア・クリエイトシステム
- ★ 八興運輸株式会社
- ★ 株式会社 ラディッシュ
 - ・ラ・ディッシュ 中央通本店
 - ・ラ・ディッシュ 大橋店
 - ・ラ・ディッシュ カリーノ店
- ★ 株式会社 ティーガイア



平成30年1月1日で、登録件数が1,000件に到達しました！！

今後も「仕事と家庭の両立」が出来るような企業や事業所が増えていってほしいな♪
3月登録の事業所は次のページで紹介しているよ！



◇3月登録◇

- ★ 株式会社 スタッフメイト南九州
- ★ 株式会社 イーストウインド
- ★ 株式会社 久保田オートパーツ
- ★ 社会保険労務士事務所 OFFICEMOMO
- ★ 南九州マルヰ株式会社
- ★ 美創館タグチ

平成30年3月1日現在登録件数

1,051件

宮崎地区

439件

日南地区

124件

都城地区

297件

延岡地区

191件

◆ お問い合わせ・お申込み先 ◆

宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当

TEL: 0985-26-7106

FAX: 0985-32-3887

**パートの労働者の方からの
無期転換の申込みが始まります。**

詳細は折込のパンフレットにてご確認ください!

◇ ポータルサイトのご案内 ◇

導入のポイントや事例を掲載しています。

有期契約労働者の
無期転換
ポータルサイト<http://muki.mhlw.go.jp/>

◇ 無期転換ルール緊急相談ダイヤルご案内 ◇

H30年2月13日開設

『無期転換ルール緊急相談ダイヤル』を開設しました

**0570-069276**受付時間 月～金 8:30～17:15
(祝日は除く)**「知事とのふれあいフォーラム」が開催されました**

平成30年2月1日(木)に、「知事とのふれあいフォーラム(分野版)」が県庁講堂にて開催され、各企業の代表者等と知事が職場でのワーク・ライフ・バランスの取組について意見交換を行いました。

◎テーマ:「ワーク・ライフ・バランス～誰もが働きやすく、女性も活躍できる職場にするためには？」

◎参加者:企業代表3名、企業管理職者6名、連合宮崎会長(計10名)

時間外労働の縮減や休暇の取得促進に関する事、女性の活躍に焦点を当てた取組、魅力ある職場づくりについてなど、様々な視点から意見交換がなされました。各企業独自の取組等を聞くことができ、大変有意義な時間となりました。

◆ お問い合わせ先 ◆

宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 ☎ 0985-26-7106



長年培った知識や技術等を持ち就職を希望する60歳以上の高年齢者と、そうした人材を求める企業とのマッチングを支援するシステムです。

登録求職者、求人の情報がネット上で閲覧でき、気になる人材、求人にリクエストが可能です。

経験豊富で即戦力となる人材の確保、生涯現役に向けた新たな就業のため、「みやざきシニア人材バンク」を御活用ください!

URL: <https://senior.pref.miyazaki.lg.jp>

または [みやざきシニア人材バンク](https://senior.pref.miyazaki.lg.jp)

検索

◆ お問い合わせ先 ◆

みやざきシニア人材バンク事務局 ☎ 0985-33-9850
宮崎県雇用労働政策課 ☎ 0985-26-7106

協会けんぽ
からのお知らせ

平成30年度の協会けんぽ宮崎支部の 健康保険料率が9.97%に決定しました

平成30年3月分(4月納付分)以降の協会けんぽ宮崎支部の**健康保険料率は、9.97%で据え置き**となり、全支部一律の**介護保険料率は、1.57%で引き下げ**となりました。なお、協会けんぽの健康保険料率の全国平均は、10.0%となっております。

詳しいご案内・料額表につきましては、ホームページをご覧くださいますようお願いいたします。

【健康保険料率】
(宮崎支部)

平成30年2月分
(3月納付分)
9.97%

平成30年3月分
(4月納付分)
9.97%

【介護保険料率】
(全支部一律)

平成30年2月分
(3月納付分)
1.65%

平成30年3月分
(4月納付分)
1.57%

※任意継続健康保険料は4月分(4月納付分)から適用です。

保険証を使用できるのは退職日までです!

従業員本人だけでなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含め必ず返却してください。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL: 0985-35-5364

協会けんぽ宮崎

検索

宮崎県労働委員会のご案内

宮崎県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた職場のトラブルについて、隨時、秘密厳守・無料で相談を受け付けています。

【受付時間】 平日8:30~17:15

【相談方法】 電話、面談、FAX、
インターネット(HP内の専用フォーム)

働くあんしんサポートダイヤル
0985-26-7538

相談無料

匿名OK

秘密厳守

- 労働者・使用者どちらからの御相談も受け付けます。
- 労使双方の主張をお聞きして歩み寄りによる解決をお手伝いする「あっせん」も行っています。

宮崎県労働委員会

検索

宮崎県労働委員会

宮崎市橋通東1丁目9番10号(県庁3号館6階)

FAX: 0985-20-2715



MIYAZAKI あなたの可能性を待っています! ナビ
マイナビ インターンシップ NAVI

「みやざきインターンシップNAVI」では、県内のインターンシップに関する情報などを掲載し、サイト内でインターンシップ情報の登録、マッチングを行うことができます。インターンシップを実施したい企業のみなさまの御登録をお待ちしています。

◆お問合せ先◆

宮崎県雇用労働政策課雇用対策担当

☎ 0985-26-7105

人も、会社も、もっと元気に!

中 CHU 退 TAI 共 KYO
小企業退職金共済制度

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



(独)労働者退職金共済機構 小中企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211